

◎新潟県告示第120号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年2月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 加入区の名称 南浜加入区
- 2 区域 新潟市北区太夫浜、島見浜及び太郎代の区域